

障 発 1127 第 9 号
令 和 5 年 11 月 27 日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局
障 害 保 健 福 祉 部 長
(公 印 省 略)

「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」について

令和 4 年 12 月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」を踏まえ、保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領を別紙のように定め、令和 6 年 4 月 1 日より適用することとしたので、管内市町村を含め関係者及び関係団体に対する周知方につき配慮願いたい。

なお、本通知の適用に伴い、「保健所及び市町村における精神保健福祉業務について」(平成 12 年 3 月 31 日障第 251 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)は、令和 6 年 3 月 31 日付けで廃止する。